
「この国のかたち」を求めて

——リベラル・主権・言語——

深 沢 徹

武蔵野書院

◆ はじめに

司馬の遺したメッセージ

「この国のかたち」は、司馬遼太郎がみずからの歴史エッセイに付したタイトルである。その連載が『文藝春秋』誌上ではじまったのは、昭和六十一（一九八六）年のことであったが、司馬の急逝により、足かけ十年におよんだその連載は平成八（一九九六）年で中断された。のちに全六巻の単行本にまとめられ、さらに文庫化もされて、いまでも多くの人びとに読みつがれている。あつかわれた題材は、古代から近現代まで多岐にわたる。とはいえ、自らも歴史の当事者として生きた旧憲法^{*}下で、天皇の専権事項とされた陸海軍の「統帥権」^{*}が、ついには軍部の暴走

【司馬遼太郎】大正十二（一九二三）年～平成八（一九九六）年。大阪生まれの小説家、ジャーナリスト。昭和十七（一九四二）年、旧制の大阪外国語学校（現在の大阪大学 蒙古語学科）に入学。翌年、学徒出陣により入営し、戦車部隊に配属されて満州へ渡る。昭和二十（一九四五）年、本土決戦に備えて新潟の部隊に転属、帝都防衛のため戦車で移動中、栃木県佐野市で終

戦を迎えることとなった。戦後は新聞社に勤め、在職中に書いた『梟の城』で直木賞を受賞。翌昭和三十六（一九六二）年に退社し、以後小説家として執筆活動に専念する。代表作に『竜馬がゆく』『燃えよ剣』『国盗り物語』『坂の上の雲』などがある。『街道をゆく』をはじめとする多数の随筆・紀行文などを執筆し、東西文明を広く見渡す視点から活発な批評活動を展開した。

を招き、日本を不毛な戦争へと駆りたてた戦前の歴史の推移を、本来あるべき「この国のかたち」からの〈逸脱〉として批判的に捉えかえす点に、その執筆の主たるねらいはあった。ロンドン海軍軍縮会議（昭和五／一九三〇年）に端を発した「統帥権干犯問題」は、当時野党の側にあった政友会がこれを政争の具に利用したことで右翼のテロを誘い、さらに軍部がこれに便乗してクーデターまがいの策謀をくり返し、ついには議会政治の息の根をとめた。そうした歴史経過への批判の視点が、以後の司馬の全仕事をその背後で支えた。

タイトルの「この国のかたち」について、司馬は、たまたま思いついたにすぎないというようなことを言っている。⁽¹⁾しかし、表現の細部にとことんこだわりの一言一句にまで細心の注意を怠らない司馬であつてみれば、このタイトルは、考えに考えぬいた末のネーミングであつたはずだ。連載の続けられていた昭和六十一（一九八六）年から平成八（一九九六）年までの十年間に、日本ではバブルがはじけ、「失われた十年」と呼ばれたその後の低迷状態から容易に抜け出せずにいた。眼を世界に転ずれば、ベルリンの壁の崩壊とともに東西冷戦構造が終結し、アメリカ主導の自由主義市場経済が地球全域を覆う歴史的な転換期に行きあたつていた。いわゆるグローバル化の到来である。こうした先行き不透明な時代にあつて、日本の国家としての輪郭（独立国家としての自律性）も、限りなくばやけてくる。つまりは、いうところの「こ

の国のかたち」が見えにくくなつていた。というよりか、あらためてそのあり方が問われていた。そうした趨勢にあつて、これからの日本はどうあるべきか、その方向性を探るべく、司馬は過去の歴史にヒントを求めたのである。

であるなら、「この国のかたち」というタイトルは、いかにも意味深長に響く。実のところこれは、かつて盛んに唱えられたあの〈國體〉の語の、「再現」とまではいえないにしても、「言い換え」だったのではあるまいか。⁽²⁾

〈國體〉の語は江戸期以前の文献にあまり見えず、明治近代国家の創設と骨がらみに、新たに

【統帥権】軍隊の最高指揮権をいう。大日本帝国憲法第十一條に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」、第十二條に「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」とあり、陸海軍に対する天皇の軍事命令権と軍編成権が規定されている。この条文に基づいて、天皇の「統帥権」は首相・閣議との合議を必要としない専決事項とされ、参謀本部長および陸海軍大臣は、軍事にかかわる事案について、首相・内閣に諮ることなく、天皇に直接上申することができるとされた。

軍部はまた、第十二條の軍編成権に基づき、文官ではなく現役の武官を大臣に就任させることで、内閣を内側から揺さぶり、総辞職に追い込むなどして、軍政が議会によつて制約を受けることなく、シビリアン・コントロールの効かない状態が次第に恒常化していった。ロンドン海軍条約締結をめぐる昭和五（一九三〇）年の統帥権干犯問題や、昭和十三（一九三八）年の宇垣内閣の組閣妨害などは、軍部が統帥権の独立を盾にとって統治を左右した典型的な事例である。